③ 資源有効利用促進法

①法の名称：資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）［再生資源利用促進法の改正］
②施 行 日：平成 13 年 4 月（平成 12 年 6 月公布）
③目　　的：副産物等の発生抑制、部品等の再使用、使用済み製品等の原材料としての再利用を総合的に推進すること。
④法の概要：製品の製造段階における 3R 対策、設計段階における 3R の配慮、分別回収のための識別表示、製造業者による自主回収・リサイクルシステムの構築など、事業者として取組むべき事項が規定されています。

（1）関係者の責務

①事業者
・使用済み物品および副産物の発生抑制のため、原材料の使用を合理化
・再生資源・再生部品の利用
・使用済みの物品、副産物の再生資源・再生部品としての利用を促進

「再生資源」とは：使用済みの物品または工場などから発生する副産物（廃棄物）のうち原材料として利用できるもの
「再生部品」とは：使用済みの物品のうち部品その他製品の一部として利用できるもの

②消費者
・製品の長期間使用
・再生資源を用いた製品を利用
・分別回収に協力
・国・地方公共団体および事業者の実施する措置に協力

③国・地方公共団体
・資金の確保などの措置
・物品調達における再生資源の利用などを促進
・科学技術の振興
・国民の理解を求める努力

（2）対象業種・製品

10 業種・69 品目（一般廃棄物及び産業廃棄物の概ね 5 割をカバー）について、事業者の取り組むべき 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の内容を判断の基準（省令）として定め、その遵守を求めています。

（3）製品情報の提供

環境配慮対応を経済システムに取り込み、その効果を社会全体で発揮していくためには、環境配慮設計に関する表示方法や評価指標などについて、製品のライフサイクルにおける各主体が活用できるよう具体的な統一化を図ることが重要となります。

このため、設計・製造段階において３Ｒを配慮すべき品目として、自動車、家電製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、衣類乾燥機）、パソコン、複写機、金属製家具、ガス･石油機器、浴室ユニット、ぱちんこ台などを、また、分別回収のための識別表示すべき品目として、ＰＥＴボトル、スチール缶、アルミ缶、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、小形二次電池などを指定しています。

また、平成 18 年 7 月からは、家電製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、衣類乾燥機）、パソコンについて、製品含有物質の情報開示の制度を導入しました（図 - Ⅱ -9）。

図-Ⅱ-9　製品含有物質の識別表示

含有している場合（表示義務づけ）

※対象物質（鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、六価クロム化合物、カドミウム及びその化合物、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテル）を含む（技術的に除去が不可能な場合は除く）対象品目（パソコン、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、衣類乾燥機）の本体や包装箱に、このマークを表示。 取扱説明書やウェブサイトにて含有箇所、含有量等の情報提供を行う。

図-Ⅱ-10　資源有効利用促進法の概要